

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 基本情報

国名：バングラデシュ人民共和国

案件名：新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款

COVID-19 Crisis Response Emergency Support Loan

L/A 調印日：2020年8月5日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における新型コロナウイルス対応の現状・課題及び本事業の位置付け

世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、バングラデシュ人民共和国においても、2020年3月8日に初の感染者が確認されて以降、感染者数は7月20日時点において204,525人に急増し、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）による死者は2,459人に達している。当国政府は3月26日から5月30日まで外出自粛令を発令し政府機関の業務を停止し、その後も政府機関や公共交通機関の再開を限定的に留めるなど、感染抑制に努めているが、当国は人口密度が高く（1,240人/km²）、保健医療システムが脆弱で公的保健支出（GDPの約2.4%）、医療人材とも不足していることから、さらなる感染拡大が懸念されている。

当国のGDP成長率は近年7～8%を維持し、輸出志向型産業、海外労働者の送金が成長を支えてきた。しかし、2020年3月の輸出収入は前年同月と比較し18.3%（約27億米ドル）減となる等、COVID-19拡大による当国経済への影響が顕在化している（バングラデシュ輸出振興局、2020）。特に、当国GDPの約11%、輸出額の約8割を占める縫製業では、2020年4月末時点において約60億米ドル相当の輸出がキャンセルあるいは延期されたとみられ、賃金支払い遅延、解雇等により約230万人の工場労働者が影響を受けている（バングラデシュ衣類製造・輸出協会、2020）。当国には、複数の本邦アパレルメーカーが生産拠点を有しており、近年、豊富な労働力を背景に本邦企業の進出が増加傾向にあるが、感染拡大の影響が長期化する場合、こうした本邦企業の経済活動にも影響を及ぼすこととなる。また、当国GDPの約5%を占める海外労働者送金は2020年3月の送金額が前年同月比約11%減少しており（国際通貨基金（以下、「IMF」という。）、2020）、湾岸諸国等の就業先の国の景気後退によりさらなる減少が見込まれる。さらに、当国GDPの20%～25%を占め、国内に800万社ある中小零細企業の活動も停滞しており、資金不足による多数の失業者が発生する可能性がある。加えて、当国の労働者の約85%（うち68.9%は女性）はイ

ンフォーマルセクターに従事しており、法的な保障を得ることができないため、ロックダウン等による経済活動の停滞による影響に極めて脆弱である。セクター別の労働人口としては最多の約4割（2,500万人）を占める農業従事者は、平均賃金の低さに加え、行動制限により農業収入確保の手段が限られ、貧困が深刻化するリスクが高い。かかる状況下、当国の2019/20年度の税収は、前年度国家予算の10.8%にあたる約68億米ドルが減少する見込みであり（アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）、2020）、GDP成長率は2018/19年度の7.9%から2019/20年度に3.8%へ低下すると予測されており（ADB、2020）、対策を講じない場合、著しい失業率の上昇、貧困の深刻化、治安の悪化等の影響が懸念される。

当国政府は、上述の経済活動の停止や行動制限に加え、2020年3月に「国家COVID-19対策計画（National Preparedness and Response Plan for COVID-19）」を策定し、感染予防やサーベイランスの強化等の感染拡大抑制策に取り組んでいる。また、COVID-19拡大に伴う社会経済への影響を抑制するため、社会保障の拡充、労働者の保護、低金利融資の実施等、総額約121億米ドル（約1.3兆円（GDPの約4.4%））の景気刺激策を打ち出している。当国政府は、右資金需要に対し、政府自己資金で70億米ドル、残りの約51億米ドルを対外借入で充当する予定であるが、6月9日時点で約19億米ドルの借入を合意しているものの、引き続き約32億米ドルの資金ギャップが生じており（借入交渉中を含む）、COVID-19対策にかかる必要資金の確保が喫緊の課題となっている。

「新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援円借款」（以下「本事業」という。）は、COVID-19拡大への社会経済への影響を抑制するため、ADBが行う「COVID-19 Active Response and Expenditure Support Program」（以下、「CARES Program」という。）との協調融資により、経済対策及び脆弱層への社会保障政策等を行う当国政府に財政支援を行うものであり、当国が直面する喫緊の課題に対応するものである。

（2）新型コロナウイルス対応に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

対バングラデシュ JICA 国別分析ペーパー（2019年3月）では、民間セクター開発プログラムにて、日本企業進出に必要な産業人材の育成支援や、製造業の裾野産業を支える中小企業の産業育成・競争力強化に取り組む方針を示している。対バングラデシュ国別援助方針（2018年3月）では、「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」を大目標として掲げており、当国の経済活動の活性化並びに社会の脆弱性の克服への取組を支援することとしており、本事業はこれら分析、方針に合致する。また、本事業

業は国際的な支援枠組みの下で行われるものであり、SDGs ゴール 1（貧困削減）、2（飢餓の撲滅）、3（すべての人々の健康的な生活の確保）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）及び 10（不平等の是正）に貢献すると考えられる。加えて、本事業は世界的な COVID-19 による影響への対応を支援する観点から、「自由で開かれたインド太平洋」における平和と安定の確保に資するものと位置付けられる。

（3）他の援助機関の対応

IMF は、Rapid Credit Facility（RCF）及び Rapid Financing Instrument（RFI）により、約 7.32 億米ドルの緊急支援を承認済み。また、世界銀行は、COVID-19 対策として、感染者のサーベイランス、検査能力強化、必要な資機材を供与するため、「COVID-19 Strategic Preparedness and Response Program」（約 1 億米ドル）の実施を承認済み。さらに、実施中のプログラム借款「Jobs Development Policy Credit」を通じた財政支援（約 2.5 億米ドル）や約 8 億米ドルの追加の財政支援を検討中。また、ADB は、「COVID-19 Response Emergency Assistance Project」により、治療や感染拡大抑制に必要な医療設備・資機材の供与及び医療関係者向けの能力強化（1 億米ドル）を支援するとともに、景気刺激対策支援ファシリティ（Countercyclical Support Facility）により、本事業の協調融資案件である CARES Program（5 億米ドル）を承認済み。加えて医療資機材調達向けの緊急無償資金協力として約 35 万ドルの贈与を実施済みである。さらに、アジアインフラ投資銀行（以下、「AIIB」という。）は JICA と同様に、ADB の CARES Program との協調融資による財政支援（2.5 億米ドル）を承認済み。この他、米国国際開発庁（USAID）が約 17,300 万米ドル、イギリス国際開発省（DFID）が約 2,000 万米ドル規模の医療用資機材の調達や感染予防啓発活動等を支援している。

3. 事業概要

（1）事業目的

本事業は、バングラデシュにおいて、COVID-19 を踏まえた経済対策及び脆弱層への社会保障の拡充を実施する当国政府に対し財政支援を行うことにより、当国における COVID-19 の社会経済的影響を緩和・抑制し、もって当国の社会経済の安定および開発努力の促進に寄与するもの。

（2）プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ全土

（3）事業内容

以下の対策を実施するバングラデシュ政府への緊急財政支援を行うもの。

1) 雇用の保護（輸出振興企業、サービス産業、中小企業向けの給与助成及び

低金利融資)

2) 脆弱層に対する社会保障の拡充(貧困世帯、高齢者及び寡婦向け給付金・食糧支給、COVID-19 対策を行う医療従事者向け報奨金の支給等)

(4) 総事業費

35,000 百万円

(5) 事業実施期間

本事業の開始は 2020 年 5 月とする。上記の通り支出プログラムの策定及び開始が確認されているため、貸付実行(2020 年 8 月予定)をもって事業完成とする。

(6) 事業実施体制

1) 借入人: バングラデシュ人民共和国政府(The Government of the People's Republic of Bangladesh)

2) 保証人: なし

3) 事業実施機関: バングラデシュ財務省財務局(Finance Division, Ministry of Finance)

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

看護人材育成、非感染性疾患対策等を行う既往の技術協力を活用し、医療現場向けの資機材供与等の COVID-19 対策に資する支援を実施中。

2) 他援助機関等の援助活動

本案件は ADB との協調融資であり、AIIB も協調融資に参加している。モニタリングは各ドナーで連携して行う。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類: C

② カテゴリ分類の根拠: 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月公布) 上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本事業は、主に貧困層及び脆弱層への影響緩和のために実施される予定。

3) ジェンダー分類: GI (S) (ジェンダー活動統合案件)

<活動内容/分類理由> 本事業で支援する当国政府による政策には寡婦向け現金支給及び女性の割合が高い医療従事者への支援が含まれており、また、貸金支援対象の輸出振興産業は縫製業が多く占め、その従事者は約 8 割が女性であることから、女性の収入確保に貢献しうる。指標はジェンダー別データを取得し、モニタリングを行う。

- (9) その他特記事項
特になし。

4. 事業効果

- (1) 定量的効果

- 1) アウトカム (運用・効果指標)

指標名	基準値 (2020年実績値)	目標値 (2022年) 【事業完成2年後】
貧困率 (%)	20.5	20.5
貧困層及び脆弱層向け COVID-19 対策 経済支援プログラム受益者数 (人)	N/A	1,500 万人 (うち 4 割は女性)
輸出志向産業向け給与助成支援の受給 者数 (人)	N/A	150 万人 (うち 5 割は女性)

(注) 運用・効果指標については、協調融資先である ADB と同じ指標を用いる。

- (2) 定性的効果

失業者及び倒産企業数の増加抑制、脆弱層の生活安定化、治安悪化の抑制 (協調融資先の ADB が設定するモニタリング指標のうち、給与支払いの補助を目的とした低金利融資を活用した企業の雇用者数、被影響産業及び中小・零細企業向け低金利融資を受けた企業数、新たに国家高齢者向けプログラムを通じて現金支給を受けた受益者数等のモニタリング結果を基に総合的に確認する。)

- (3) 内部収益率

プログラム型借款のため内部収益率は算出しない。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件

特になし。

- (2) 外部条件

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

フィリピン共和国向け円借款「緊急財政支援円借款」(評価年度 2011 年)の事後評価等から、緊急財政支援の目的の一つが、危機への迅速な対応を促すための速やかな資金供与を行うことであるとすれば、支援供与のタイミングが非常に重要であり、可能な限り、支援供与までの手続の簡素化を図るとともに、機動的かつ柔軟な仕組みとしておくことが望ましく、具体的には、緊急財政支

援の目的に鑑み、財政計画（資金需要）と危機に対応した景気刺激策の 2 点を確認することで供与を可能とするといった工夫の余地はあると思われるとの教訓が得られている。

上記を踏まえ、本事業では、ADB の緊急財政支援との協調融資として実施することにより、政策マトリクスを策定しないものの、バングラデシュ政府が策定し実施する COVID-19 対策を直接支援対象とし、進捗状況確認のためのモニタリング体制の構築を確保することで迅速な供与を可能としている。

7. 評価結果

本事業は、バングラデシュにおいて、COVID-19 対策としての経済対策、脆弱層への社会保障の拡充を実施する当国政府に財政支援を行うものであり、当国の経済社会活動への影響を緩和・抑制し、早期の社会経済回復に寄与するものである。国際的な支援枠組みの下で行われるものであり、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析と合致し、SDGs ゴール 1（貧困削減）、2（飢餓の撲滅）、3（すべての人々の健康的な生活の確保）、5（ジェンダー平等の達成）、8（包摂的かつ持続可能な経済成長）及び 10（不平等の是正）に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- （1）今後の評価に用いる指標
 - 4.（1）～（3）のとおり。
- （2）今後の評価スケジュール
 - 事後評価 事業完成 2 年後

以 上